

林業・異業種連携路網整備促進事業しゅん工検査要領

第1 趣 旨

この要領は、熊本県林業・異業種連携路網整備促進事業実施要領（以下「実施要領」という。）第13条の規定に基づくしゅん工検査（以下「検査」という。）について、必要な事項を定める。

第2 検 査

検査は、実施要領第12条の規定に基づく完了届を受理した後、速やかに行うものとする。

ただし、熊本県間伐等森林整備促進対策事業実施要領第8条第2項に規定する工事完成報告書又は熊本県造林事業補助金等交付要項第3条に規定する造林事業補助金等交付申請書を提出している箇所については、当該事業の検査時に、本事業の検査を行うことができるものとする。

第3 検査員

検査は、林務技術職員又は知事が特に必要と認めて命じた職員で、専門的な知識を有する者（以下「検査員」という。）が行うものとする。

第4 立会人

検査は、事業の実施主体の長又はその代理人の立会いのうえ、行うものとする。

第5 検査の方法

検査は、別記の「林業・異業種連携路網整備促進事業の検査の方法及び基準等」に基づいて行うものとする。

第6 検査調書等

検査員は、検査を行ったときは、検査調書（別記第1号様式）及び検査野帳（別記第2号様式）を作成するものとする。ただし、実施要領別表の2の森林作業道整備推進事業の検査野帳については、森林環境保全整備事業の検査野帳の写しをもってこれに代えることができるものとする。

第7 検査の復命等

- 1 検査員は、検査終了後速やかに、検査復命書（別記第3号様式）に検査調書、検査野帳（写しを含む。）及び検査写真（国庫補助事業の検査写真の写しを含む。）を添えて、知事に復命しなければならない。

2 広域本部地域振興局長は、検査が終了したときは、検査復命書の写しに検査調書の原本及び検査員任命伺いの写しを添えて、速やかに農林水産部長に提出するものとする。

第8 検査調書等の保存

第6及び第7の規定に基づいて作成した検査調書等は、事業完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。

第9 事業量の単位

第6及び第7の規定に基づいて作成する検査調書等に係る事業量の単位は、次により記載するものとする。

(1) 軟弱地盤対策事業及び作業道整備事業における路網整備の延長については、メートルを単位とし、小数点以下を切り捨て、整数止めとする。

附 則

1 この要領は令和4年7月1日から施行する。

附 則

1 この要領は令和5年6月14日から施行する。

附 則

1 この要領は令和7年7月1日から施行する。

別記第1号様式(第6関係)

年度 林業・異業種連携路網整備促進事業しゅん工検査調書

実施主体名	
-------	--

事業区分	市町村	事業内容	路線名	事業量	事業費 円	補助金額 円	書類 検査	現地 検査	検査の 合・否	備考
1 軟弱地盤対策事業				m						
				m						
				m						
		計		m						
2 森林作業道整備推進事業				m						
				m						
				m						
		計		m						
合 計				m						

上記のとおり検査しました。

年 月 日

検査員職氏名

印

- 注 1 「現地検査」欄は、現地検査を行った路線について○印を記入すること。
2 軟弱地盤対策事業の「事業量」欄には、当事業の対象区間の延長を記入し、「備考」欄に開設延長を記入すること。
3 行が不足する場合は、適宜行を追加すること。

別記第2号様式の1(第6関係)

年度林業・異業種連携路網整備促進事業検査野帳
(軟弱地盤対策事業)

実施主体			
整理番号		検査年月日	
検査員	職名	氏名	印
立会人			
路線名		施行地	
延長		車道幅員	
対象区間 延長			
請負者		連携事業者の該当	
検査記録			
事業対象区間検測結果			
項目	検査地点及び検査結果		
延長 (測点間距離)			
		延長合計	
備考			

年度林業・異業種連携路網整備促進事業検査野帳
(森林作業道整備推進事業)

実施主体			
整理番号		検査年月日	
検査員	職名	氏名	印
立会人			
路線名		施行地	
延長		全幅員	
請負者		連携事業者の該当	
森林経営計画		国庫補助申請時期	
検査記録			
1 路体検測結果			
項目	検査地点及び検査結果	項目	検査地点及び検査結果
(1) 延長 (測点間距離)		(曲線半径)	
(2) 幅員 法長 法勾配		(2) 幅員 法長 法勾配	
2 工種別検査結果		3 構造物の検査結果	
工種	検査地点及び検査結果	数量	結果
(1) 延長 (測点間距離)		さく孔	
(2) 敷砂利		裏掘	
(3) 石積工		抜石	
(4) 簡易土留工		根掘	
(5) 排水工		反発強度	
(6) かご工等		その他	
備考			

別記第3号様式(第7の1関係)

年度 林業・異業種連携路網整備促進事業しゅん工検査復命書

〇〇 年(年) 月 日から〇〇 年(年) 月 日まで、〇〇 年度(年度)林業・異業種連携路網整備促進事業のしゅん工検査を下記のとおり実施したところ、別紙検査調書のとおりでしたので、復命します。

記

実施主体名

事業区分	市町村	申請件数	事業量	書類検査件数	現地検査件数	備考
1 軟弱地盤対策事業			m			
			m			
			m			
	計		m			
2 森林作業道整備推進事業			m			
			m			
			m			
	計		m			

年 月 日

検査員職氏名

印

熊本県知事

様

林業・異業種連携路網整備促進事業の検査の方法及び基準等

第1 軟弱地盤対策事業

1 検査の方法

(1) 書類検査

ア 要項及び実施要領に基づく補助金交付申請書並びに完了届等の関係書類（間伐等森林整備促進対策事業の関係書類を含む。以下、この項において「申請書等」という。）について、実施主体ごとに行うものとする。

イ 書類検査は、主として申請書等により、その内容が実施要領に定める採択要件に合致しているか、事業量及び補助対象経費が適正であるかについて確認するものとする。

ウ イの検査項目に加え、施工写真等により、軟弱地盤における路盤の施工厚を確認するものとする。

(2) 現地検査

ア 現地検査は、熊本県間伐等森林整備促進対策事業実施要領第9条第2項の規定に準じるものとする。

イ アの検査項目に加え、当事業の対象区間（軟弱地盤により路盤を通常より厚く施工した区間）の延長を検測する。

2 検査の基準等

熊本県補助工事等確認検査規程及び熊本県農林水産部所管補助工事等検査規程取扱要領によるものとする。

第2 森林作業道整備推進事業

1 検査の方法

(1) 書類検査

ア 要項及び実施要領に基づく補助金交付申請書並びに完了届等の関係書類（森林環境保全整備事業の関係書類を含む。以下、この項において「申請書等」という。）について、実施主体ごとに行うものとする。

イ 書類検査は、主として申請書等により、その内容が実施要領に定める採択要件に合致しているか、事業量及び補助対象経費が適正であるかについて確認するものとする。

(2) 現地検査

ア 現地検査は、熊本県造林事業等しゅん工検査要領第5条第2項の規定に準じるものとする。

イ 熊本県造林事業補助金等交付要項第3条に規定する造林事業補助金等交付申請書を提出している箇所については、当該事業の現地検査をもって、本事業の現地検査に代えることができるものとする。

2 検査の基準等

熊本県造林事業等しゅん工検査要領によるものとする。